議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度4月第26回総会を開会いたします。 開会時間は午後1時32分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号8番「吉野勝巳委員」より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから 行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないこ とをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号12番「大澤久男|委員、13番「内野幸一|委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」と議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましては関連していますので一括して上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、議案第2号につきまして続けてご説明させていただきます。議案第1号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」及び、議案第2号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」承認を求める。とのことです。

まずは活動計画等について、概要をご説明させていただきます。平成21年1月23日付け農林水産省経営局長からの「農業委員会の適正な事務実施について」という通知に基づきまして毎年度、地域の農業者等の意見・要望等を反映させた活動計画を作成し、年度末には活動に対する点検評価をし、公表するものとなっております。

農業委員会が行っている業務は、農地法その他の法令に基づき権限で処理する法令業務、農地等の利用の促進など促進等事務がございます。法令業務につきましては、判断の透明性や全国的な公平性が求められているところです。一方、促進等事務につきましては、内外問わず活発な農業委員会の活動が強く求められております。

今回提案する本議案でございますが、毎年度にその年度の活動に対しての点検・評価を行うものです。法令事務についての点検・評価、促進等事務につきましては活動計画に対する活動実績や達成状況の評価等を実施するものでございます。

当委員会の活動内容の点検・評価の素案は、この後、議決をいただきましたら、ホームページ 等で公開する予定です。

それでは資料についてご説明いたします。

(「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)」について説明)

法令事務に関する点検評価においては、法令に従い、田規制に事務処理している旨を記載し、 利用状況調査の評価等を記載しています。

促進事務に関する評価については例年通り違反転用が行われないよう農業委員会の見守り活動により未然防止を図る旨を記載しています。

つづきまして令和3年度の活動計画について説明します。

(「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)」について説明)

計画・目標としては、ほぼ前年と同様の内容とさせていただいております。前年に引き続き、遊休農地の未然防止や利用・活用のために、市街化調整区域内での利用権設定について制度の浸透を図っていきたい旨を記載しています。

以上、議案第1号、第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

議長

議長

まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

9番權田委員

はい。

議長

はい。權田委員。

9番權田委員

9番權田です。違反転用について毎年件数が変わらず改善されていないように見えるのですが。

議長

事務局お願いします。

事務局

はい。違反転用の案件については毎月本人と現場確認をし、改善指導をしています。昨年度についてはかなり精力的に片づけを進めていますが、量も多いのでなかなか片付かない現状です。 今後も指導を続けていきます。

9番權田委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

ほかにありますか。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」及び、議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第1号、議案第2号については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、日程4、議案第3号「令和3年度農作業受託料金について」を上程します。事 務局より説明をお願いします。

事務局

つづきまして、議案第3号「令和3年度農作業受託料金について」、令和3年度農作業受託料金について、意見の決定を諮る、とのことです。

これは、農繁期における各農家の農作業賃金を決める際の参考として ご利用いただくため に、あくまでも目安として、農業委員会が情報提供するものです。

農業委員会法第6条第2項第2条②には「農業一般に関する調査及び情報の提供に関する実務を.行うことができる」とあり、標準労働賃金の公表につきましてはこの一環にあたります。毎年、農業会議が、「農作業料金・農業労賃に関する調査」が実施されるのですが、その際の調査の方法として「農業委員会総会で諮り、農業委員の意見聴取、検討の上とりまとめ」とありますので、今回の総会でお諮りいただく次第です。

事務局

なお、こちらの情報は小川町広報おがわとホームページに掲載する予定です。

それでは、議案第3号(資料)をご覧ください。

令和3年度農作業受託料金について、ということで、下の表にありますとおり、各作業につきまして10アール当たりの単価を定めていただきます。

1枚めくっていただき、【参考資料1】をご覧ください。こちらは過去2年の労働賃金が記載されております。表の左から「平成31年度」「令和2年度」の労働賃金、そして令和3年度の賃金案、資料提供受託者の平均額、受託者 $1\sim5$ のそれぞれの金額となっております。

資料提供の受託者については、小川町内で広く耕作してくださっている認定農業者2名、組合 組織3団体となっております。

受託者5名の金額については、令和2年度とすべて同額の回答となりました。そのため、本年度の提案については、すべて令和2年度と同じ金額で策定いたしました。なお、過去2年につきましても同額の回答でしたので、今回の案と同じ金額になっております。

それでは、令和3年度の案を読み上げます。

(令和3年度読み上げる)

最後に次ページには、【参考資料2】として、小川町と嵐山町における令和2年度の標準労働賃金の表を掲載されています。類似団体との比較ということで、嵐山の回答も掲載しています。なお、嵐山の耕起は「水田耕起」とのことです。嵐山町は1社のみの調査です。

近隣市町村につきましては、東松山市は公社があるので農業委員会では情報提供していないとのこと。また、滑川町では認定農業者の協議会の金額をそのまま提供、ときがわ町は情報提供をしていないとのことです。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号「令和3年度農作業受託料金について」につきまして、

(議案第3号(資料)決定した金額読み上げ)

以上のとおり、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので議案第3号については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、日程5、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届け出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことであります。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、日程6、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届け出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことであります。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、日程7、報告第3号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第3号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について「申請人より農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出があったので、報告する」とのことであります。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和3度4月第26回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時00分です。